こ 支 虐 第 ２ ７ 号
令 和 ６ 年 ２ 月 １ 日

各　都道府県知事
　　指定都市市長
　　中核市市長
　　児童相談所設置市市長　殿

こども家庭庁支援局長
（ 公 印 省 略 ）

児童相談所等における業務効率化・ＩＣＴ化推進事業の実施について

児童相談所等の業務範囲は多岐に亘り、職員の業務負担は年々増大していることから、デジタル技術の導入によるシステムの高度化やＩＣＴ化等を進め、児童相談所等における業務負担の軽減を図るため、児童相談所等における業務効率化・ＩＣＴ化推進事業を下記により実施し、令和５年11月29日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

ついては、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）の長への周知につきご配慮願いたい。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第１　事業の種類
　１　児童相談所業務効率化促進事業
　２　児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業
　３　児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業

第２　事業の実施
　各事業の実施は次によること。
　１　児童相談所業務効率化促進事業実施要綱（別紙１）
　２　児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業実施要綱（別紙２）
　３　児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業実施要綱（別紙３）

（別紙１）

児童相談所等業務効率化促進事業実施要綱

１　事業の目的

児童相談所等における業務フローを全体的に見える化し、デジタル技術の活用により効率化すべき業務プロセスを特定する。その上で、最新技術を積極的に取り入れ、業務の最適化を図ることにより、児童相談所等のＤＸを推進する。

２　実施主体

実施主体は以下のとおりとする。

（１）児童相談所（一時保護施設を含む。）

都道府県、指定都市、児童相談所設置市（令和７年度までに児童相談所設置市への移行を計画している中核市及び特別区を含む。以下同じ。）

（２）こども家庭センター

市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

３　事業内容

児童相談所等において業務効率化に資するシステムの高度化を図るデジタル技術の導入に要する費用を補助する。なお、タブレット等の機器購入費については、別紙３「児童相談所等におけるＩＣＴ推進事業」を活用すること。

システム高度化の例として、以下の業務を可能とする又は業務効率化を図るデジタル技術の導入が考えられる。

・児童相談所における一時保護状請求書（仮称）の発行（※）（既存のケース記録等と連携）

（※）改正児童福祉法により、令和７年度から一時保護の開始時には一時保護状請求書（仮称）を作成し、裁判所に提出することにより裁判官の審査を受ける事務が発生することとなる。

・こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉両部門の効率的な情報の管理・閲覧・共有や情報共有を通じた両部門の業務連携

・ＡＩチャットボットによる相談者にマッチした家庭支援メニュー・相談窓口へのつなぎの実施

・電話・会議の文字起こし

・音声情報のデータ化

・同時通訳機能

・外出先での業務環境の確保（ケース記録の閲覧等）

・一定の条件にマッチした記録情報の検索・提示

・アラート機能等による相談員の業務サポート

・複数自治体や関係機関間における情報連携プラットフォームの構築

４　留意事項

（１）タブレット等の機器購入費については補助対象外とする。

（２）システムの導入・改修については、導入に係る経費のみを補助対象とする。

（３）こども家庭センターにおける事業については、令和６年度からのこども家庭センターを設置するに際し、母子保健と児童福祉の一体的相談支援を行うために必要となるシステムの改修も補助対象に含むものとする。

５　個人情報の保護

本事業に従事する者又は従事していた者は、個人情報の管理を徹底すると共に、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

６　費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。

（別紙２）

児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業実施要綱

１　事業の目的

児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所と警察とで必要な情報連携を図るため、児童相談所・警察間において、児童虐待に関する事案等について速やかに情報共有を行い、警察本部及び各警察署（以下「警察署等」という。）に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所と警察がリアルタイムに情報共有できるシステムを構築することを目的とする。

２　実施主体

実施主体は、以下のとおりとする。

（１）警察署等への端末整備

都道府県

（２）児童相談所システム改修

都道府県、指定都市、児童相談所設置市（令和７年度までに児童相談所設置市への移行を計画している中核市及び特別区を含む。以下同じ。）

３　事業内容

（１）警察署等への端末整備

警察署等に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所が扱う児童虐待に関する事案について警察署等にて確認できるよう情報共有を行うために必要なシステム構築に要する費用を補助する。

（２）児童相談所システム改修

児童相談所システムを改修し、児童相談所と警察側双方で共有できる機能の追加に要する費用を補助する。

なお、児童相談所と警察との情報共有システム構築に際し、児童相談所側においてシステム改修が必要な場合には、児童相談所と警察側双方で共有できる機能の追加がない場合においても、補助の対象となること。

４　留意事項

（１）「３．（１）警察署等への端末整備」を実施する都道府県は、各警察署等と必要な連携、協議を行った上で実施すること。

（２）「３．（１）警察署等への端末整備」を実施する都道府県管内において、指定都市、児童相談所設置市がある場合は、都道府県が警察署等に設置する端末に指定都市、児童相談所設置市における児童相談所が扱う児童虐待に関する事案について警察署等が閲覧できるように設定する等情報共有を行うかについて、都道府県

は指定都市、児童相談所設置市に対しその意向を確認すること。また、指定都市、児童相談所設置市は警察との情報共有システム構築を希望する場合には、警察署等への端末整備について、都道府県と必要な連携、協議を行うこと。

5　個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県等は 、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

6　費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。

（別紙３）

児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業実施要綱

１　事業の目的

児童相談所等におけるＩＣＴ化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進するとともに、業務負担の軽減を図り、児童虐待防止対策及び社会的養育の一層の推進を図ることを目的とする。

２　実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市とする。

ただし、３に定める対象施設等のうち、こども家庭センターについては、市町村（特別区を含む。）とし、母子生活支援施設及び妊産婦等生活援助事業所については、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村とする。

３　対象施設等

児童相談所、児童相談所一時保護所、こども家庭センター、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所

（※）こども家庭センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所については、事業実施の翌年度に開設される予定のものを含む。

４　事業内容

３に定める対象施設等における業務負担の軽減を図るため、ＩＣＴ化の推進に資する機器等の整備を図る。

【活用例】

- テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議による関係機関との連携・調整等を行う際のテレビ会議の活用、安全確認等を行う外出先での通信機能を備えたタブレット端末等のＩＣＴ機器の導入等による環境整備
- 電話による相談が困難なケースへの対応や、24 時間 365 日対応を含めたＳＮＳ等を活用した相談窓口の開設
- タブレット端末によるこどもの情報共有化やペーパーレス化

５　留意事項

（１）ＩＣＴ機器の導入等により業務を効率化することで、人件費等の削減効果が得られた場合には、その財源について、職員の処遇の改善やこどもや家庭への

対応の強化・取組に充てるよう努めること。

（２）ＩＣＴ機器の導入等にあたっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。

（３）システム導入・改修費については補助対象外とする。

６　個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県等は、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

７　実施状況報告書の提出

事業終了後、事業の効果を検証し、別紙様式により別に定める日までに、こども家庭庁に実施状況報告書を提出すること。

なお、報告内容については、とりまとめの上、こども家庭庁において公表する場合があることについて承知願いたい。

８　費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。

（別紙様式）

令和　　年　　月　　日

こども家庭庁支援局長　殿

（自治体名　　）

令和　　年度　児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業に関する実施状況報告書

令和　　年度児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業に関する実施状況報告書について、別添のとおり提出する。